

令和2年6月30日
商工労働部産業政策課
担 当：野崎、本田
内 線：4448
電 話：076-225-1513

石川県経営持続支援金の申請受付開始について

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済環境の中、県内の中小企業及び個人事業主の皆様の事業継続を迅速に後押しするため、国の持続化給付金を受給した事業者に対して県が独自で上乘せ給付する、石川県経営持続支援金制度を創設いたしました。

この度、本支援金制度の申請受付を開始いたしますので、下記の通りご案内いたします。

記

1. 対象者
国の持続化給付金を受給した、石川県内の事業者
2. 給付額
中小企業 一律 50 万円
個人事業主 一律 20 万円
3. 申請期間
令和2年6月30日（火）～9月30日（水）まで
4. 申請書類等
以下ホームページよりダウンロード可能
<https://ishikawa-shienkin.jp/keieijizoku/>
申請先は、別紙のとおり
5. 問い合わせ先
石川県事業者支援ワンストップコールセンター
電話番号：076-225-1920
対応時間：9:00～18:00（土・日・祝日も対応）
メー ル：ishikawaonestop@jtb.com

石川県



経営持続支援金

上乗せ支援

迅速に支給するため国の持続化給付金
給付通知書で確認

県 石川県経営持続支援金

国の持続化給付金を受給した事業主に対し追加支援

給付額

中堅・中小企業 一律 **50万円**
個人事業主 一律 **20万円**

国 持続化給付金

売上が前年同月比50%以上減少

給付額

中堅・中小企業 個人事業主
上限 **200万円** 上限 **100万円**

給付額の算定方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

申請先

郵送による申請

〒920-0864 金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町A
石川県経営持続支援金・家賃支援給付金事務センター
※封筒の裏面には差出人のご住所・氏名(ご担当者)を記載願います。

オンラインによる申請

<https://ishikawa-shienkin.jp/keieijizoku/>

申請期間: 9月30日(水)まで

お問い合わせ先

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

076-225-1920

対応時間 9:00~18:00

E-mail: ishikawaonestop@jtb.com

土・日・祝日も対応

オンライン
申請も
実施!

〈石川県〉